

# 第4回相知市民センター庁舎改築等検討委員会

平成30年2月28日（水）午後6時

相知市民センター別館2階第1会議室

## 1. 開 会

## 2. 市民センター長のあいさつ

## 3. 協議・報告事項

1) 市民センター庁舎改築基本計画(案)及びこれまでの検討状況について

2) 新庁舎への図書館機能集約に対する意見聴取について

3) その他

## 4. 閉 会

# I. 庁舎改築基本計画(案)及びこれまでの検討状況について

相知市民センター総務教育課

## 1. 市民センター庁舎改築等検討委員会での検討状況について

### (1) 新庁舎の位置について

交通アクセスなど市民の利便性確保の観点から新庁舎位置は市民センター現在地とする。

### (2) 浦の川スポーツセンター耐震補強工事について

平成26年度(繰越)事業の浦の川スポーツセンター耐震補強工事については、以降概ね10年間の施設使用を条件とした国庫補助金を活用した工事のため、財産処分制限期間を経過し補助金返還等が不要となった場合に施設解体の検討を行うこととする。

## 2. 改築に関する計画(案)について

### (1) 改築対象施設について

市民センター本館、別館、浦の川スポーツセンター及び相知図書館

### (2) 改築計画時期について

市民センター本館、別館の解体及び新庁舎建設工事と浦の川スポーツセンター解体工事等について施工時期をそれぞれ分けて次のとおり改築を計画する。

#### 1) 第1期工事

市民センター本館、別館の解体及び新庁舎建設工事等

#### 2) 第2期工事

浦の川スポーツセンター解体工事等

## 3. 新庁舎への集約施設(案)について

新庁舎に集約する施設(機能)については、次のとおりとする。

### (1) 市民センター機能

### (2) 避難所機能(多目的会議室兼用) [※一部の軽スポーツにも対応]

### (3) 図書館機能

### (4) 社会福祉協議会相知支所(社協と引き続き協議を行う)

#### 4. 図書館の配置計画(案)について

##### (1) 現状

昭和56年建設(旧耐震基準施設)、旧郡部では唯一の図書館施設。

市中心部に近代図書館、他の旧郡部は公民館内の図書室。

##### (2) 図書館・図書室の形態について

新庁舎建設に伴い相知図書館の新庁舎への集約を検討しており、形態としては現行どおり図書館としての機能を維持したい。ただし、他市民センター同様に公民館内の図書室程度の配置となる可能性もある。なお、図書室扱いとなると、現在の蔵書数の確保及び図書館司書の配置が難しくなることも予想される。

また、教育委員会とも十分に連携を図り、市教委としての図書館配置計画の策定、児童生徒にとっての教育面での図書館の重要性を示していく必要がある。

図書館機能を存続させることでの期待される効果としては、近代図書館と連携して川筋3地区及び鏡・鬼塚・久里地区市民の利活用を更に促進させることが可能となり、市民の学習意欲が向上し、文化的で豊かな生活に繋がる。

小中学校図書室司書との連携を更に深め相知図書館の周知を図ることで、児童・生徒の利用が促進され学力の向上に繋がる。

市民センター内に図書館を配置することで、新庁舎内に配置予定の市民交流スペース(仮称)と連携した利用ができ、児童・生徒の放課後の居場所確保に繋がる。また、市民の交流の場としても活用できる。

##### 【参考】

###### ■蔵書数

・相知図書館	41,000冊
・近代図書館	357,000冊
・市内の公民館内の図書室	
旧唐津地区の図書室	200冊～2,800冊
旧郡部の図書室	4,000冊～15,000冊

###### ■利用延べ人数(平成28年度)

・相知図書館	8,481人
	(内訳 町内5,794人、旧唐津地区1,471人、町外旧郡部1,216人)
・近代図書館	83,081人

###### ■貸出冊数(平成28年度)

・相知図書館	34,700冊
・近代図書館	412,000冊
・市内の公民館内の図書室	
旧唐津地区の図書室	0冊～190冊
旧郡部の図書室	130冊～17,000冊

### (3) 相知図書館の配置場所について

児童・生徒の放課後の利用及び図書館閉館後の保護者の迎えまでの待ち合い場所としての利用も考慮すると複合施設化された新庁舎へ相知図書館を集約することが最適であると考えます。

市内東部地区の拠点として町外利用者の利便性を確保するためにも、国道沿いの現在地を所在地としたい。

#### ◇配置場所の検討状況

##### ① 新庁舎内(1階を想定)

近隣の相知小、相知中の児童生徒が登下校の導線上利用し易い。閉館後も新庁舎内の談話室等を保護者の迎えまでの待ち合い場所として利用できる。

複合施設化に伴い、市民センター来庁者の相知図書館立ち寄りなどで利用者増加が見込める。

##### ② 交流文化センター施設内への移転

交流文化センターは利用者駐車場が広いものの、施設内には、現在、相知公民館研修室やサライホール等が配置されており、相知図書館を配置する十分なスペースがないため移設できない。

また、巖木川を隔てることとなるため、相知小、相知中の児童生徒が登下校の導線上利用し難い。

併せて、保健センター部分については、所管する保健福祉部保健医療課に確認したところ、相知地区及び巖木地区の保健業務を所管しており、住民検診時には検診車5台と一般車両で満車状態となり、他に同程度の面積を確保できる場所(相知交流文化センター駐車場132台、現市民センター駐車場65台)がないため、現在地からの移転は考えていない。また、相知町保健センターは今後当分の間は存続させていく意向であることを確認した。

### 5. 唐津市社会福祉協議会について

平成30年4月に相知・巖木・北波多の3支所を統合し相知管内への事務所設置が予定されており、新庁舎への機能集約に向けて関係機関と協議を行う。

### 6. 相知郵便局について

市民に身近な存在である郵便局についても、相手方の意向を十分聴いて判断します。

## 7. これまでの検討状況について

- 1) H27. 6. 19 相知地区駐在員会 [現在の位置で改築検討]
- 2) H27. 7. 14 相知地区駐在員会 [現在の位置で改築検討、交通の拠点]
- 3) H28. 2. 24 相知地区駐在員会 [現在の位置で改築検討]
- 4) H28. 3. 24 庁内検討部会(庁内職員)
- 5) H28. 3. 25 相知地区駐在員会理事会 [現在の位置で改築検討]
- 6) H28. 4. 27 庁舎改築等検討委員会設置要綱制定  
[構成：町内5地区の代表駐在員、商工会、老人クラブ、民生児童委員、社協、公民館、JA、小中学校育友会、婦人会、消防団、]
- 7) H28. 7. 21 庁内検討部会(庁内職員)
- 8) H28. 7. 28 第1回庁舎改築等検討委員会(外部委員)  
[本館解体及び市民センター現在地への新庁舎建設を決定]
- 9) H29. 4. 24 庁内検討部会(庁内職員)
- 10) H29. 4. 28 第2回庁舎改築等検討委員会(外部委員)  
[本館、別館、相知図書館、浦の川スポーツセンターを集約した新庁舎を建設する庁舎改築検討方針(案)を決定し、今後庁内関係各課と協議を進める]
- 11) H29. 9. 26 本庁関係課打ち合わせ(庁内職員) [浦の川SCの取り扱い]
- 12) H29. 9. 28 庁舎改築等検討委員会(外部委員)  
[庁舎改築対象施設は本館、別館、浦の川スポーツセンター、相知図書館とし、改築時期を分けて第1期工事は本館及び別館の解体と、市民センター機能、図書館機能、多目的会議室(避難所)機能を備えた新庁舎の建設等、第2期工事は浦の川スポーツセンター解体工事等と決定]
- 13) H29. 11. 6 本庁公共施設再編推進検討委員会  
[浦の川SCは当面残存、相知図書館の新庁舎集約は再検討]
- 14) H29. 12. 26 本庁公共施設再編推進検討委員会  
[相知図書館の新庁舎集約は教育委員会としての図書館の在り方を再検討]

## Ⅱ. 新庁舎への図書館機能集約に対する意見聴取について

### 1. 相知図書館の今後の取り扱いについて

#### (1) 近代図書館分館（仮称）として新庁舎内へ機能集約

##### 1) メリット

図書館機能を維持させることで、引き続き現在の蔵書数の確保及び図書館司書の配置が可能となる。また、新庁舎内に配置予定の市民交流スペース（仮称）と連携した利用ができ、児童・生徒の放課後の居場所確保に繋がるし、市民の交流の場としても活用できる。

また、将来的に新庁舎内の行政機能が更に本庁集約となった場合にでも図書館も含めて地域コミュニティの拠点として市民が集える施設となり得る。

##### 2) デメリット

市民センターを更新する場合には、既存施設の延べ床面積の67%を上限とするとの基準（「公共建築物の保有量の削減に関するガイドライン」より）を考慮し、図書館を新庁舎に集約する場合にも現在の図書館の67%程度の延床面積になるものと想定される。

#### (2) 現在の相知図書館を大規模改修し当面残存

##### 1) メリット

バリアフリー非対応（多目的トイレなし、エレベーターなし）で高齢者、障がい者の利便性が悪く雨漏りも酷いため大規模改修を行うことで、当分の間、相知図書館施設を使用できる。

##### 2) デメリット

大規模改修について庁内関係課の合意形成が必要となる。昭和56年建設の施設であり、大規模改修後に耐用年数を経過した場合、再度同様の施設を建設できるかどうか現時点では不明。

新庁舎を建設した場合に新庁舎予定地と距離があるため連携活用がし難い。その場合には相知市民センター新庁舎は行政機能単体での施設更新となり市民センター庁舎を更新する場合は多機能型の複合施設化を推進するという市の基本的な方針に合致しない。（市民センターは、利便性や公平性に配慮した地域コミュニティの拠点として地域活性化や市民ニーズに対応したサービスを提供するため、多機能型の複合施設化を推進する……「公共施設の再配置に関する基本的な方針について」より）